

I 総論

第1 計画策定の趣旨

1 計画策定の趣旨

平成 16 年の障害者基本法の改正や平成 18 年 4 月からの障害者総合支援法[※]の施行といった障がい者に係る新たな法制度が整備され、制度の変化に対応するため、本町では、平成 19 年 3 月に「障がい福祉計画」の策定を行い、これに基づき、障がい者施策を推進してきました。

一方、国においては、障がいの有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現をめざし、各分野で法制度の整備が行われてきました。

さらには、障害者基本法の一部を改正し、応益負担を原則とする障害者自立支援法に代わり、サービスの利用者負担を応能負担とする新たな「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）[※]」が平成 25 年 4 月より施行されています。

このように、障がい者に関連する各分野の制度が、今後もめまぐるしく変遷することが想定される中、前計画が平成 26 年度で終了するため、これまでの計画の進捗状況及び目標数値を検証するとともに、新たな『障がい者計画及び障がい福祉計画』を策定することにより、平成 27 年(2015 年)度～平成 29 年(2017 年)度までの本町における障がい福祉関連施策を計画的に推進していくためのものです。

障がい者に関する制度等の変遷

◆平成 15 年度「支援費制度」の導入

福祉サービスの利用が措置制度から契約制度に転換され、利用者の自己決定と自己選択を重視する利用者本位のサービスを提供するための基礎が整備されました。

◆平成 16 年 6 月「障害者基本法」の改正

障がいを理由とする差別や権利侵害の禁止が新たに盛り込まれるとともに、地方自治体の障がい者計画の策定について、努力義務から義務規定に改められました。

◆平成 17 年 4 月「発達障害者支援法」が施行

発達障がい^{*}者への支援が法的に明確化されました。国及び地方公共団体の責務であることが明確に示されました。

◆平成 18 年4月 「障害者自立支援法」が施行

身体・知的・精神の3つの障がい福祉サービスの一元化と福祉施設・事業体系の再編，就労支援の強化，施設入所者などの地域生活への移行，安定的な財源を確保するための利用者負担の見直しなど，障がい者に対する支援施策が大きく改革されました。

◆平成 18 年 12 月 「高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」が施行

「高齢者，障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（ハートビル法）と「高齢者，身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（交通バリアフリー法）の一本化が図られました。

◆平成 22 年 12 月 「障害者自立支援法や児童福祉法を一括して改正する法律」が成立

利用者負担の応益負担から応能負担への改正や，相談支援体制の強化，障がい児支援の強化などが示されました。（平成 23 年 10 月からグループホーム・ケアホームの家賃助成・重度の視覚障がい者の同行援護等が，平成 24 年 4 月から相談支援の充実，障がい児支援の強化等を実施）

◆平成 23 年6月 「障害者虐待の防止，障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が成立

家庭や福祉施設，職場で虐待を発見した人に自治体への通報を義務付けることなどが盛り込まれました。（平成 24 年 10 月施行）

◆平成 23 年8月 「障害者基本法の一部を改正する法律」が施行

目的規定や障がい者の定義の見直し，差別の禁止，社会的な障壁を取り除くための配慮を求める内容が盛り込まれました。

◆平成 25 年4月 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」が施行

難病患者等で，一定の障害のある方々が障害福祉サービスの対象となりました。

また，平成 26 年 4 月より，障害程度区分から障害支援区分への見直し，重度訪問介護の対象拡大，ケアホームとグループホームの一元化などが実施されました。

2 計画の位置づけと役割

(1) 法的な位置づけ

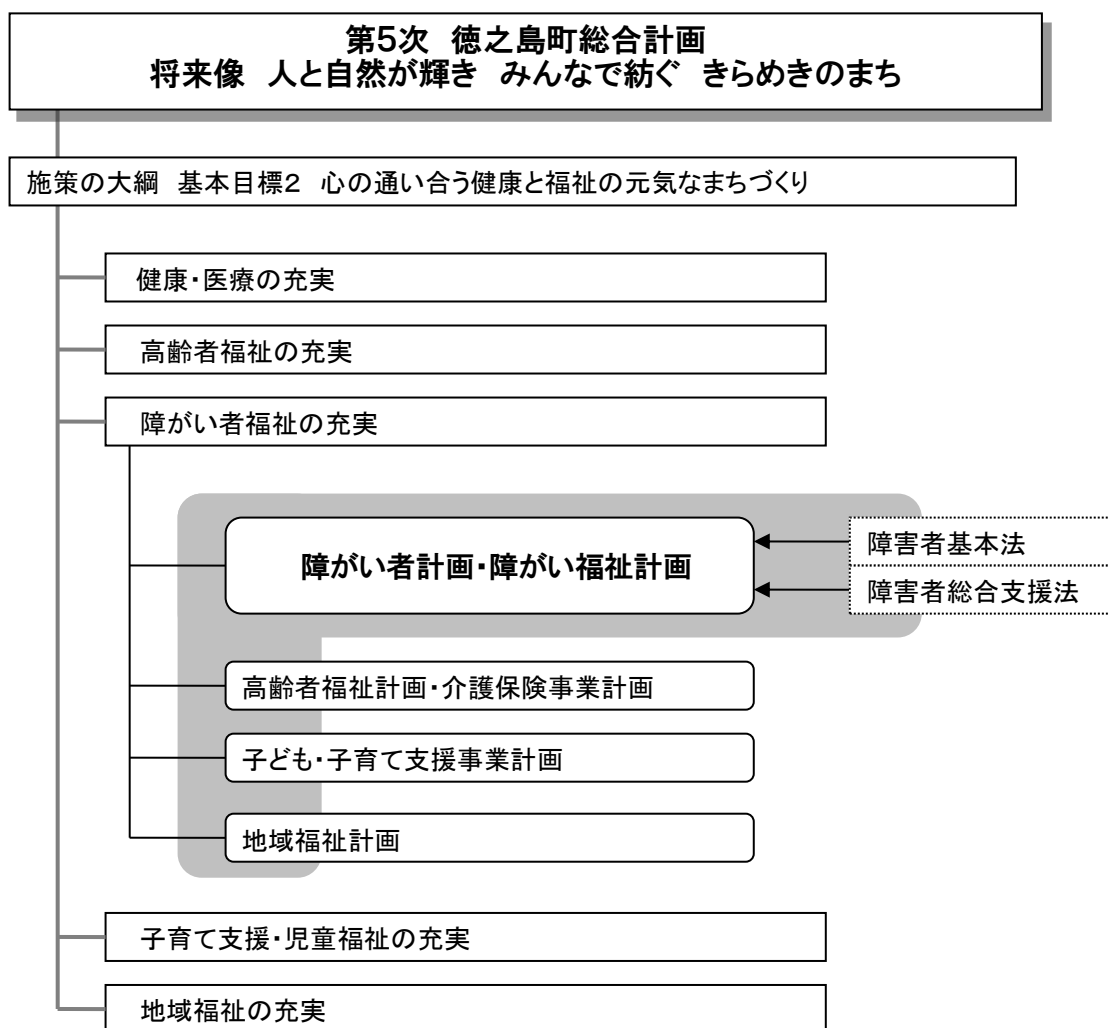
障がい者計画は、障害者基本法（第 11 条第 3 項）に基づく「市町村障害者計画」に位置づけられ、本町の障がい者施策の基本となるものです。

また、障がい福祉計画は、障害者総合支援法（第 88 条）に基づく「市町村障害福祉計画」に位置づけられ、生活支援に関する施策について具体的な目標数値を盛り込んだ実施計画的な役割の計画になります。

(2) 関連計画との位置づけ

町政運営の最上位計画である「第 5 次徳之島町総合計画」(計画期間:平成 24 年度～33 年度)における障がい者福祉分野の部門別計画として位置づけられます。

また、保健福祉分野の各計画と整合・調整を図りながら策定しています。



【策定委員名簿】

団体名等	氏名	部門
社会福祉法人南恵会 徳州園 管理者	寿 ひろみ	事業所
徳之島町社会福祉協議会会長	町 田喜男	関係団体
徳之島町民生委員児童委員協議会会長	米山 正弘	関係団体
徳之島町障がい者福祉協会会長	政岡 静雄	関係団体
徳之島精神障害者家族会「あけぼの会」名誉会長	森 義明	関係団体
徳之島町手をつなぐ育成会会長	尚 俊哉	関係団体
ひまわり親の会会長	窪田 初枝	関係団体
徳之島町議会議長	木原 良治	議会
徳之島町議会総務文教厚生委員会委員長	是枝 孝太郎	議会
徳之島町教育委員会教育長	秋武 喜一郎	教育
徳之島町副町長	香山 泰久	行政

鹿児島国際大学 附置地域総合研究所 所長	高橋 信行	オブザーバー
----------------------	-------	--------

徳之島町介護福祉課 課長	東 弘明	事務局
徳之島町介護福祉課 課長補佐	秋武 哲司	事務局
徳之島町介護福祉課 主査	泉 尚美	事務局

【策定委員会の開催概要】

開催回数	開催内容	開催日
第1回	◇障がい者計画・障がい福祉計画の概要について ◇これまでの経過ならびに今後のスケジュール	平成26年12月25日
第2回	◇計画書の構成について ◇障がい者計画及び障がい福祉計画素案について	平成27年1月15日
第3回	◇障がい者計画及び障がい福祉計画素案最終確認・承認について	平成27年3月26日

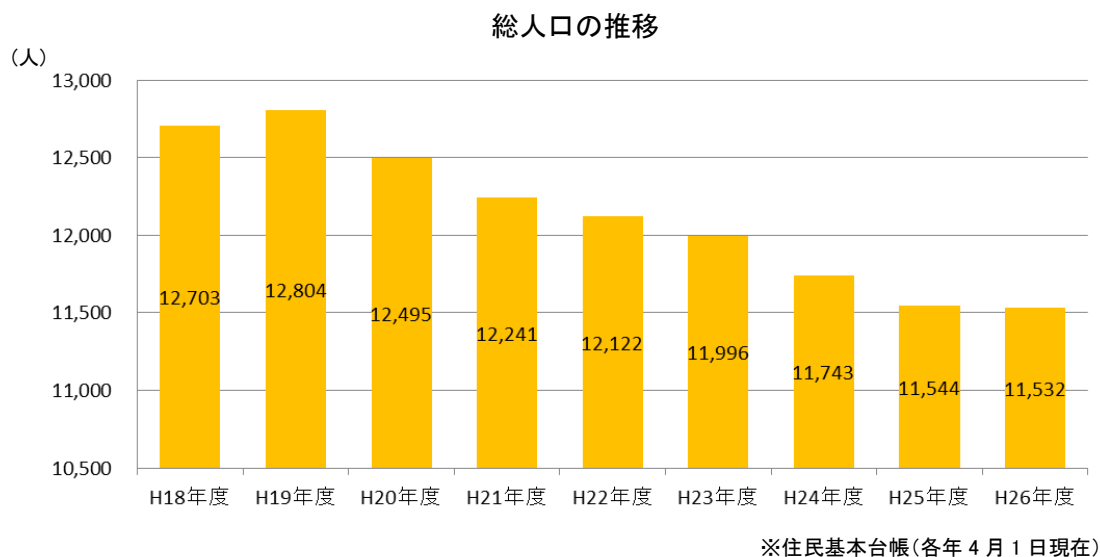
【策定に向けた取り組み】

開催内容	参加者	日時
◇3町合同ワークショップ	島内事業所関係者・島民	平成26年10月19日
◇ワークショップ結果検討会	徳之島地区地域自立支援協議会・3町担当者	平成26年12月8日
◇徳之島地区地域自立支援協議会全体会において現状報告	徳之島地区地域自立支援協議会委員	平成27年1月15日
◇講演会「福祉計画と住民参加」 (講師 鹿児島国際大学附置地域総合研究所所長 高橋信行氏)	策定委員・徳之島地区地域自立支援協議会・3町担当課	平成27年1月15日

第2 現状と今後の課題

1 総人口

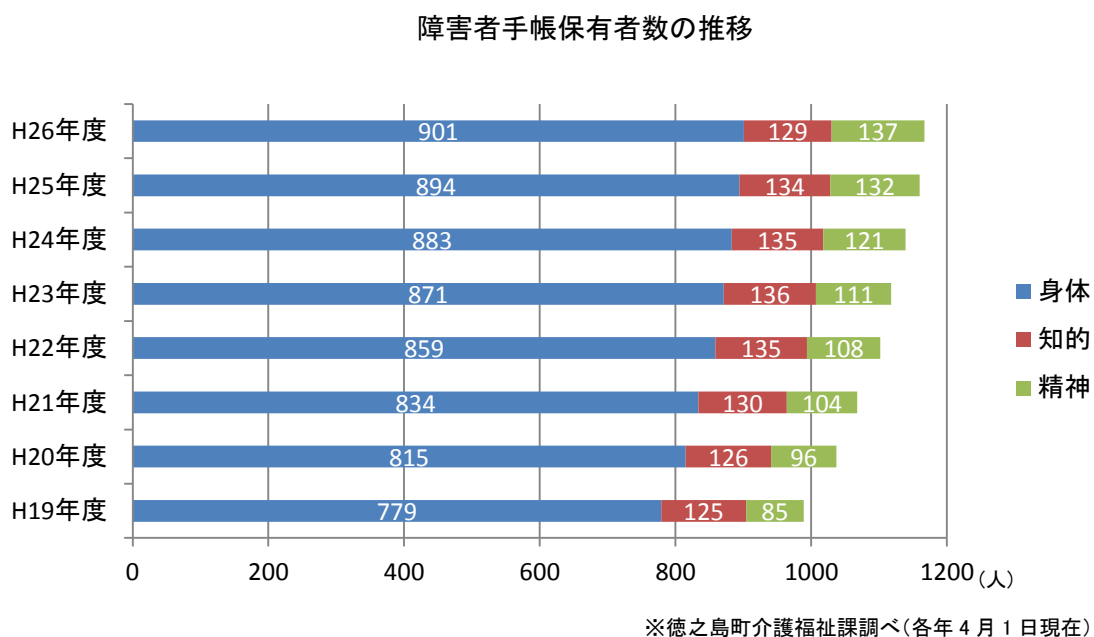
近年における本町の人口推移をみると、減少傾向にあります。平成18年度は12,703人であった人口が、平成26年度で11,532人となっています。



2 障がい者の状況

(1)障がい者数の推移

本町における障害者手帳所持者数は、平成26年4月1日現在、身体障害者手帳所持者数901人、療育手帳所持者数129人、精神障害者保健福祉手帳所持者数137人の計1,167人となっています。



(2)身体障がい者人口の推移（身体障害者手帳所持者数の推移）

本町の身体障害者手帳所持者数は平成 26 年 4 月 1 日現在で 901 人，うち半数が肢体不自由となっています。

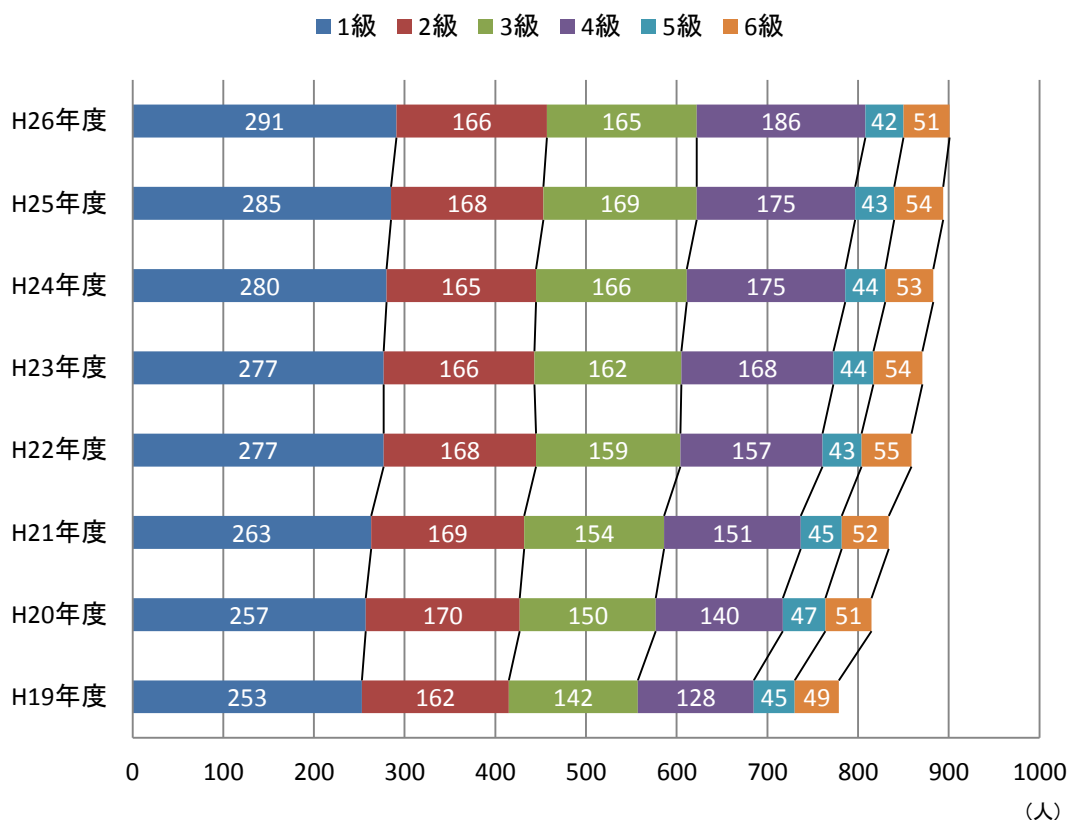
等級別に見ると，1 級が 291 人と最も多く，1・2 級の重度障がい者が約半数を占めます。

障害種別 身体障害者手帳保有者数の推移

年度別 障害種別	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
合 計	779	815	834	859	871	883	894	901
視覚障害	97	101	99	97	97	97	95	91
聴覚障害	74	72	78	80	78	78	78	74
言語機能障害	10	10	11	10	9	12	12	13
肢体不自由	424	452	461	483	497	504	520	524
内部障害	174	180	185	189	190	192	189	199

※鹿児島県身体障害者更生相談所登録者数(各年 4 月 1 日現在)

等級別 身体障害者手帳保有者数の推移



※鹿児島県身体障害者更生相談所登録者数(各年 4 月 1 日現在)

(3)知的障がい者人口の推移（療育手帳所持者数の推移）

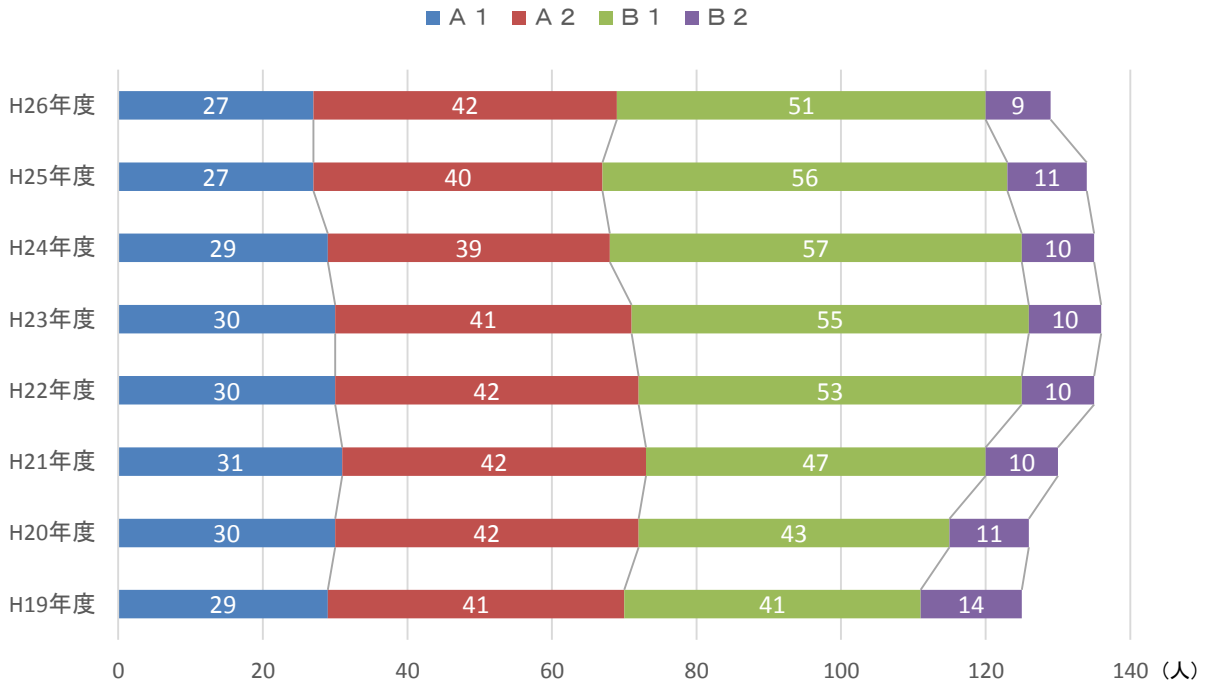
本町の療育手帳所持者数は平成 26 年 4 月 1 日現在で 129 人，うち A 1 が 27 人， A 2 が 42 人， B 1 が 51 人， B 2 が 9 人となっています。

等級別 療育手帳保有者数の推移(表)

等級別 \ 年度別	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
合 計	125	126	130	135	136	135	134	129
A1	29	30	31	30	30	29	27	27
A2	41	42	42	42	41	39	40	42
B1	41	43	47	53	55	57	56	51
B2	14	11	10	10	10	10	11	9

※徳之島町介護福祉課調べ(各年 4 月 1 日現在)

等級別 療育手帳保有者数の推移(グラフ)



※徳之島町介護福祉課調べ(各年 4 月 1 日現在)

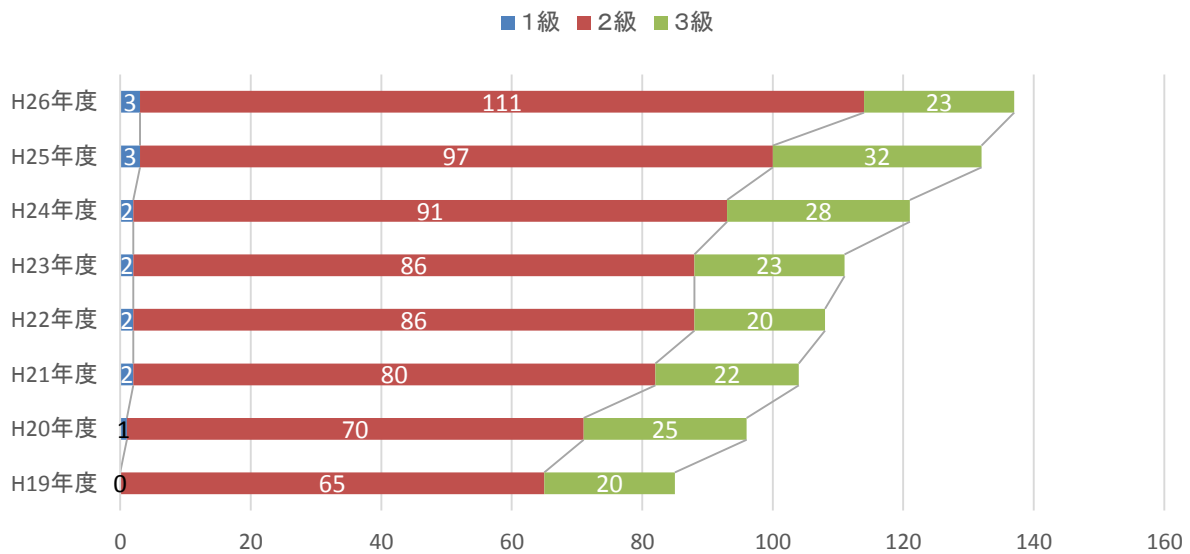
(4)精神障がい者人口の推移（精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移）

本町の精神障害者保健福祉手帳所持者数は平成 26 年 4 月 1 日現在で 137 人，うち 1 級が 3 人， 2 級が 111 人， 3 級が 23 人と， 2 級が全体の大きな割合を占めています。

等級別 精神障害者保健福祉手帳保有者数の推移(表)

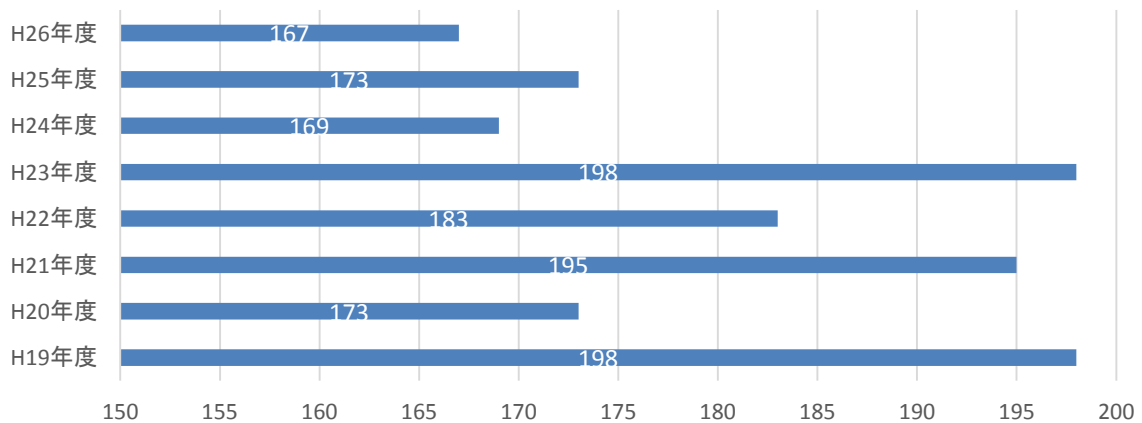
等級別	年度別	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
	合計		85	96	104	108	111	121	132
	1級	0	1	2	2	2	2	3	3
	2級	65	70	80	86	86	91	97	111
	3級	20	25	22	20	23	28	32	23

等級別 精神障害者保健福祉手帳保有者数の推移(グラフ)



(5) 自立支援医療(精神通院)受給者の推移

本町の自立支援医療※(精神通院)受給者数は平成26年4月1日現在で167人となっており、近年においては、増減はあるもののほぼ横ばい傾向にあります。



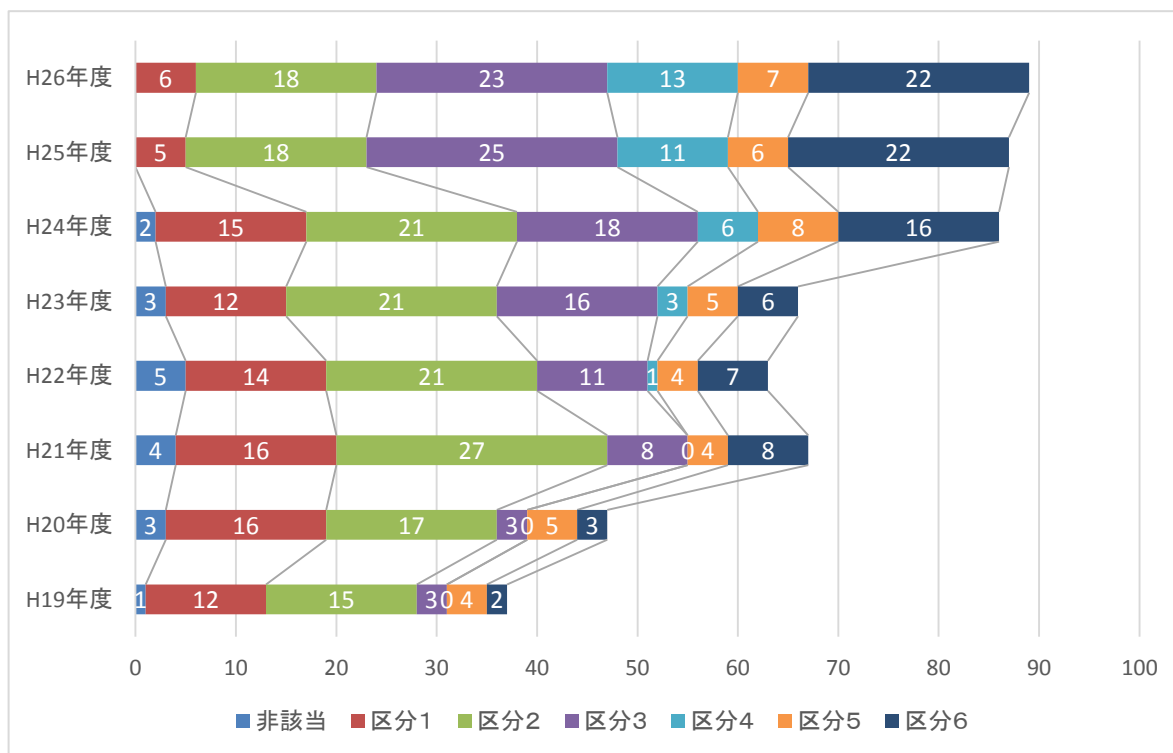
※鹿児島県精神保健福祉センター調べ(各年4月1日現在)

3 福祉サービスの利用状況

(1) 障がい程度(支援)区分認定者数の状況

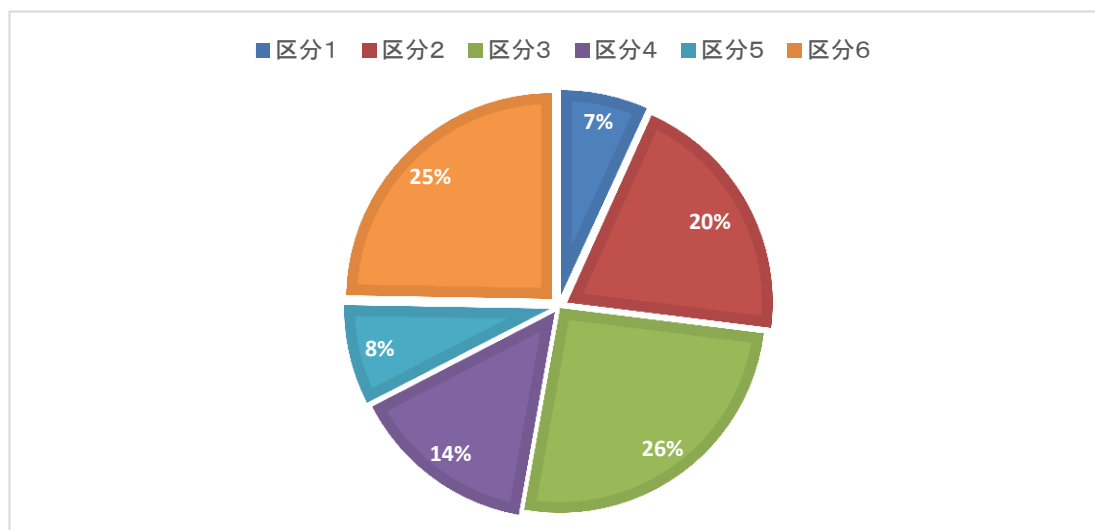
平成26年度の障がい支援区分認定者は89人で、「区分3」が26%と最も多く、「区分6」が、これに続いて25%となっています。

障害支援区分認定者数の推移



※徳之島町介護福祉課調べ(各年4月1日現在)

平成26年度 障害支援区分認定者の割合



(2)障がい福祉サービスの利用実績

①訪問系サービス

サービス種別	単位	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度		H25年度		H26年度	
		実績	実績	実績	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
居宅介護	人/月	7	8	7	9	15	12	16	18	17	20
	時間/月	61	74	80	126	222	172	234	330	246	364
重度訪問介護	人/月	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0	0	8	0	0
行動援護	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
重度障害者等包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※平成 26 年度実績は、11 月現在

②日中活動系サービス

サービス種別	単位	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度		H25年度		H26年度	
		実績	実績	実績	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
生活介護	人/月	5	6	9	19	18	31	21	40	24	46
	人日/月	70	96	162	366	280	590	288	719	297	2874
自立訓練 (機能訓練)	人/月	0	0	0	0	1	0	1	1	1	1
	人日/月	0	0	0	0	23	0	27	11	29	16
自立訓練 (生活訓練)	人/月	7	6	4	1	9	1	10	1	11	1
	人日/月	140	126	80	20	103	20	109	22	115	2
就労移行支援	人/月	0	0	0	0	1	0	1	0	2	1
	人日/月	0	0	0	0	22	0	30	0	37	1
就労継続支援(A型)	人/月	0	0	0	0	1	2	2	1	2	3
	人日/月	0	0	0	0	18	26	36	26	48	51
就労継続支援(B型)	人/月	9	19	22	24	30	29	33	28	37	35
	人日/月	108	266	330	356	654	462	674	465	694	555
療養介護	人/月	1	1	1	1	2	5	2	5	2	5
短期入所	人/月	1	1	2	1	3	2	3	4	3	5
	人日/月	6	5	18	5	40	25	49	56	58	69
障害児通所支援(旧:児童デイサービス)	人/月	6	5	9	11	13	11	14	8	15	12
	人日/月	48	50	63	76	85	-	85	95	85	164

※平成 26 年度実績は、11 月現在

③居住系サービス

サービス種別	単位	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度		H25年度		H26年度	
		実績	実績	実績	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
共同生活援助	人/月	11	14	8	9	12	7	16	6	18	14
共同生活介護	人/月	0	5	7	7	9	7	12	8	15	
施設入所支援	人/月	0	0	0	10	15	20	22	20	28	20

※平成 26 年度実績は、11 月現在

④相談支援(サービス利用計画作成対象者)

サービス種別	単位	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度		H25年度		H26年度	
		実績	実績	実績	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
計画相談支援	人/月	0	0	0	0	98	16	100	59	105	81
地域移行支援	人/月	0	0	0	0	1	0	2	0	3	0
地域定着支援	人/月	0	0	0	0	1	0	2	0	3	0

※平成 26 年度実績は、11 月現在

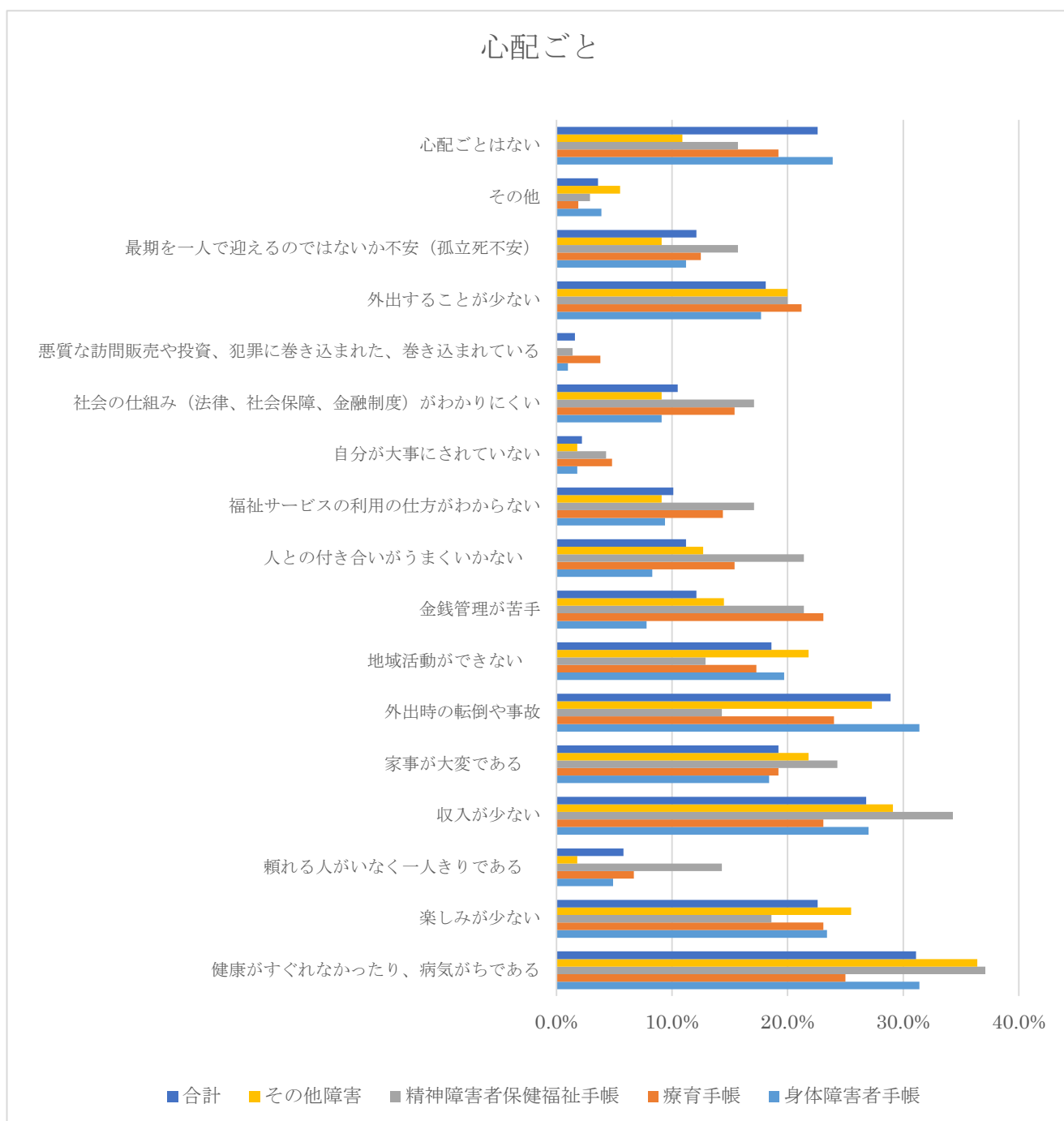
(3)アンケート調査結果

①保健・医療、生活支援サービス

「心配ごと（複数回答）」

心配ごとを聞いた質問の中では、「健康がすぐれなかつたり、病気がちである」とする人が 31.1%で最も多く、これは障がいの種別に関係なく、もっとも多い項目である。多くの方が健康上の不安を多くの方が訴えていることがわかる。

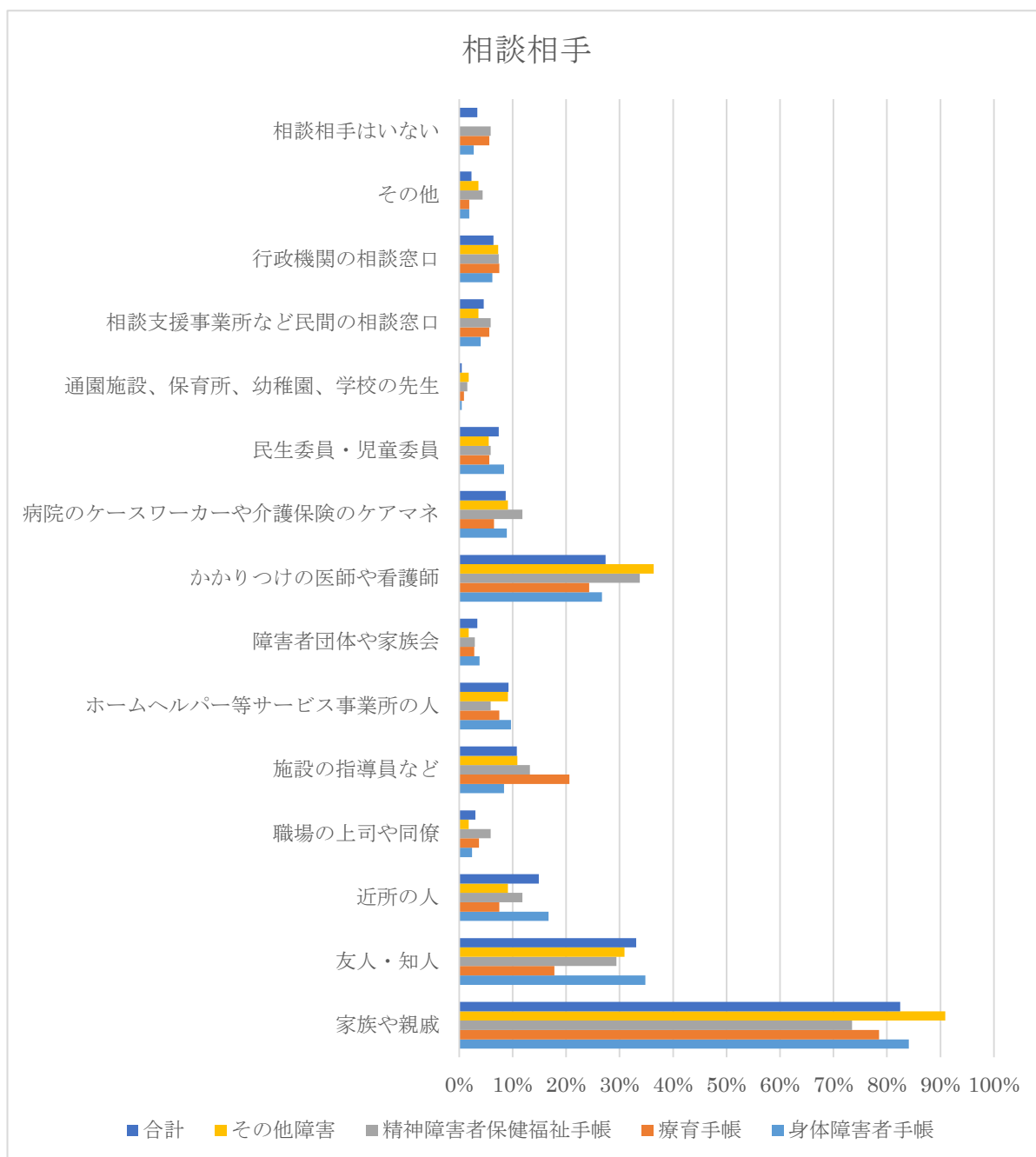
ついで「外出時の転倒や事故」が 28.9%、「収入が少ない」28.9%、「楽しみが少ない」22.6%となっている。



②啓発・広報及び相談・情報提供

「悩み・困ったことの相談相手（複数回答）」

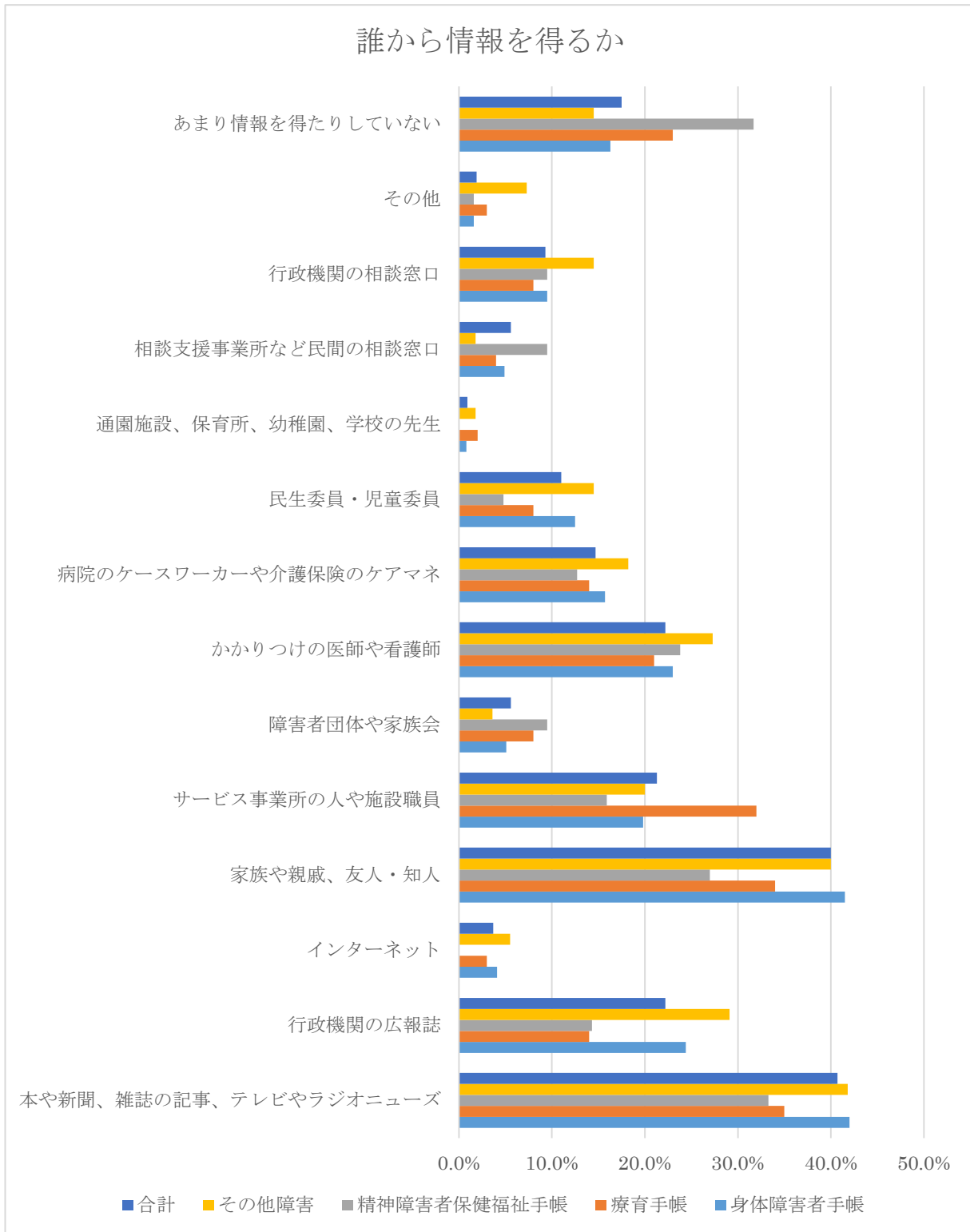
「困ったことの相談相手」としては、家族や親戚が圧倒的に多く 82.5%、個人的悩み等も含まれるので、当然といえば当然であろう。次いで友人・知人が 33.1%が続く、インフォーマルな人間関係の中で、相談がすすんでいることがわかるが、次は、近所の人 14.9%よりもかかりつけの医師や看護師が、27.4%と多い。福祉関係者としては、施設の指導員など 10.8%、民生委員・児童委員 7.4%、ホームヘルパー等サービス事業所の人 9.2%、病院のケースワーカーや介護保険のケアマネ 8.7%とほとんどが 1 割満たない。また行政機関の相談窓口 6.4%相談支援事業所など民間の相談窓口 4.6%障がい者団体や家族会 3.4%、通園施設、保育所、幼稚園、学校の先生は 0.5%とかなり低くなっている。その他は 2.3%、なお相談相手はいないは 3.4%である。



「障がいのことや福祉サービスなどに関する情報の入手先」（複数回答）

情報収集としては、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオニュース」40.7%、

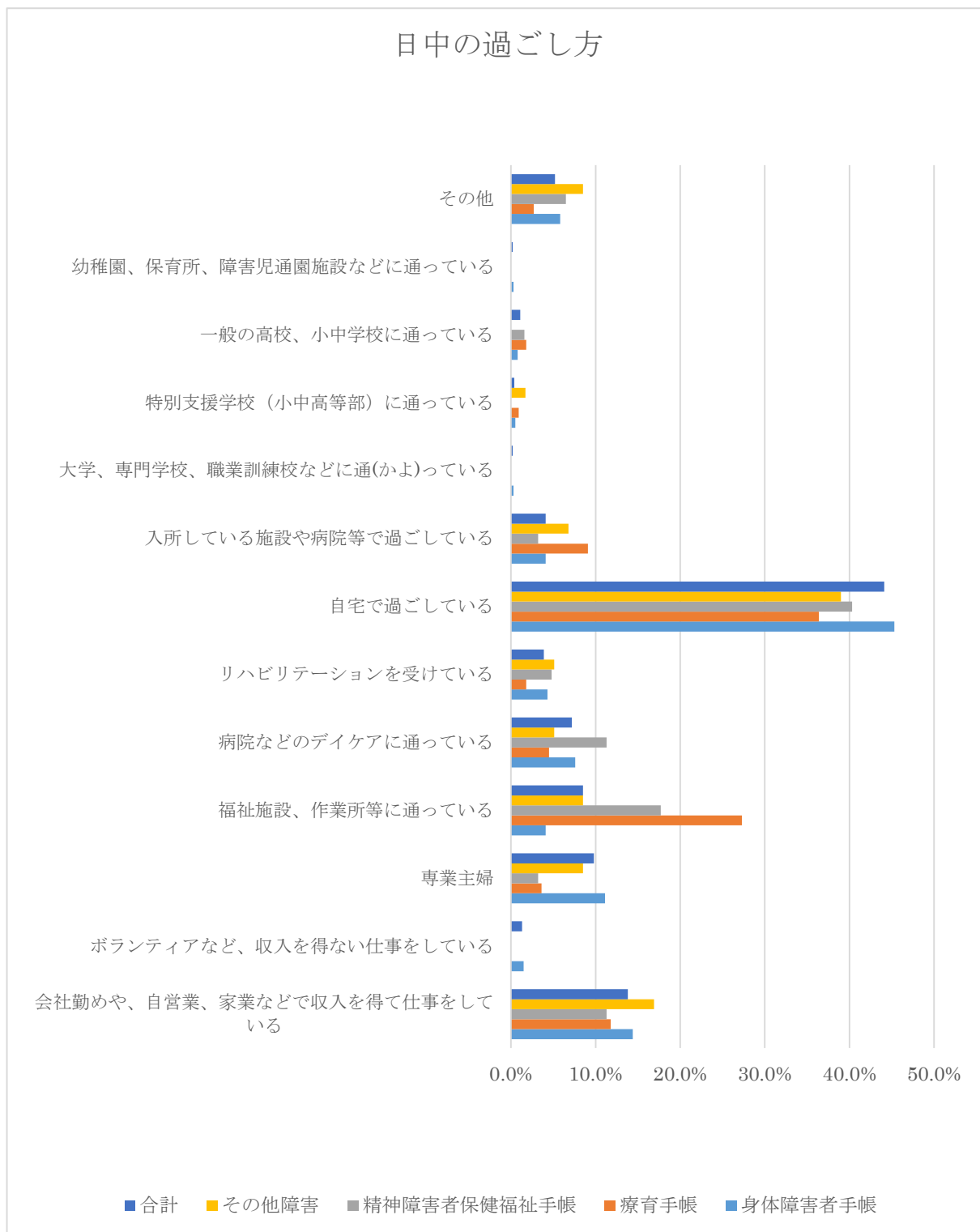
「家族や親戚、友人・知人」40.0%、また「行政機関の広報誌」、「かかりつけの医師や看護師」、「行政機関の広報誌」も2割以上に言及されている。



③雇用就労

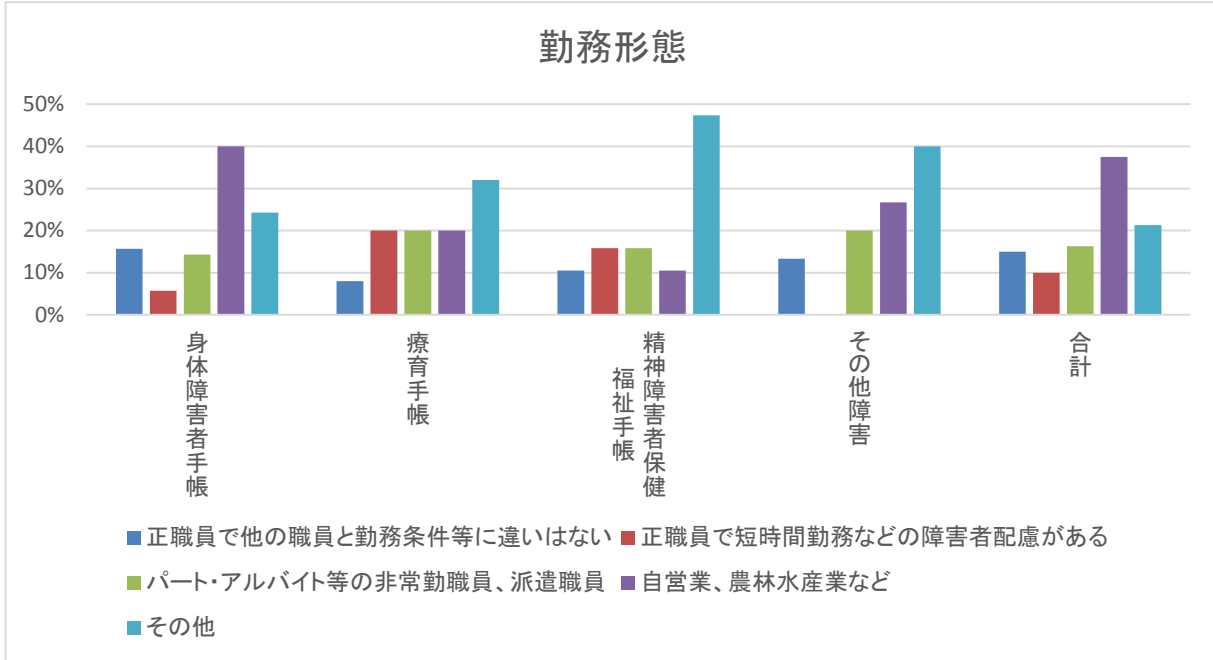
「平日の日中の過ごし方」

日中の過ごし方では、「自宅で過ごしている」が圧倒的に多く、ついで療育手帳保持者の場合は、「福祉施設、作業所等に通っている」の順である。全体では、「会社勤めや自営業、家業などで収入を得ている」の方がやや多い。



「勤務形態」

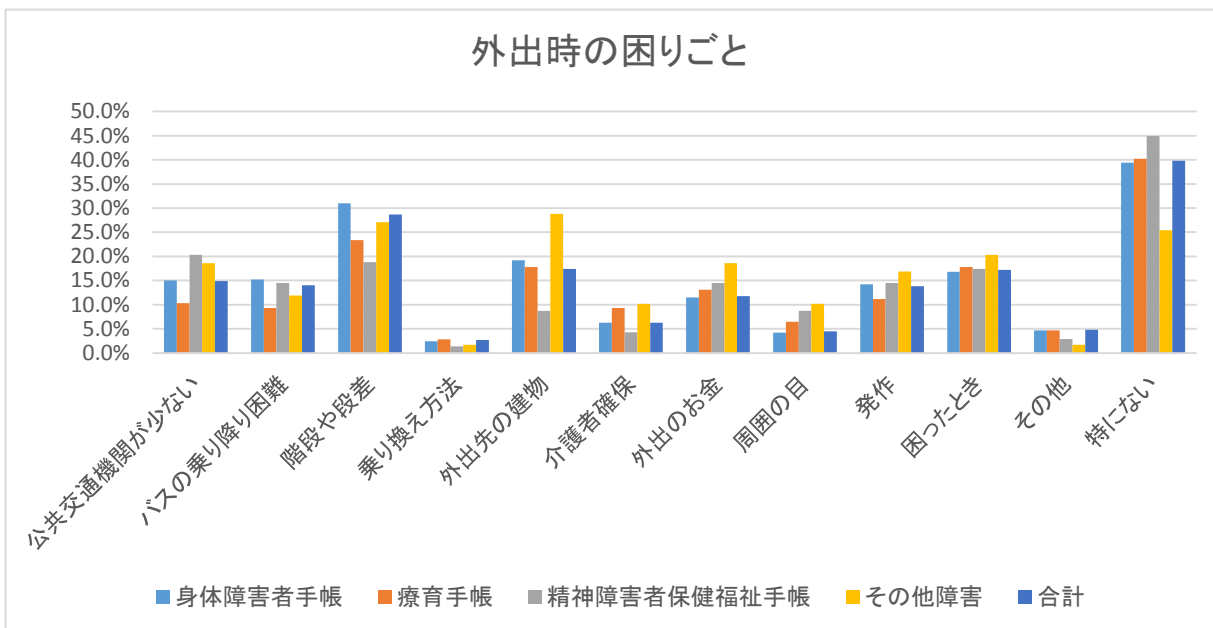
全体としては、自営業、農林水産業が多いが、障がい別にみると、身体障害者手帳保持者は「自営業、農林水産業など」療育手帳保持者、精神障害者保健福祉手帳保持者、その他の障がい者は、その他が多くなっている。



④生活環境

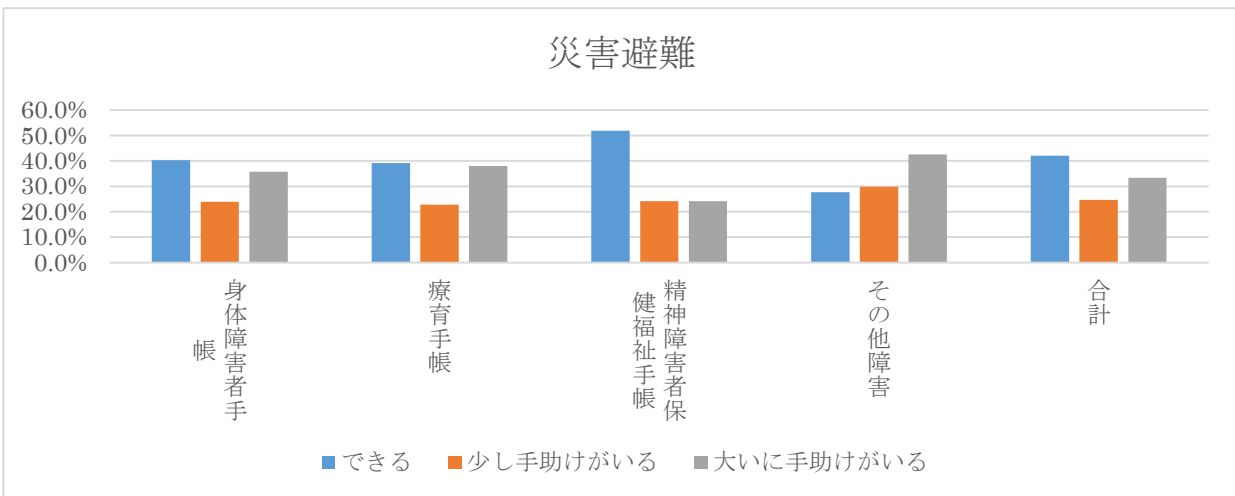
「外出する時に困ること」(複数回答)

外出する時に困ることとしては「階段や段差」が28.7%で最も多い。ついで「外出先の建物の設備不備」17.4%、「困った時にどうすればいいか不安」が17.2%、「公共交通機関が少ない」14.9%、「バスの乗り降りが困難」14.0%、「発作など突然の身体の変化が心配」13.8%「外出にお金がかかる」11.8%と続く。「特にない」は44.2%である。



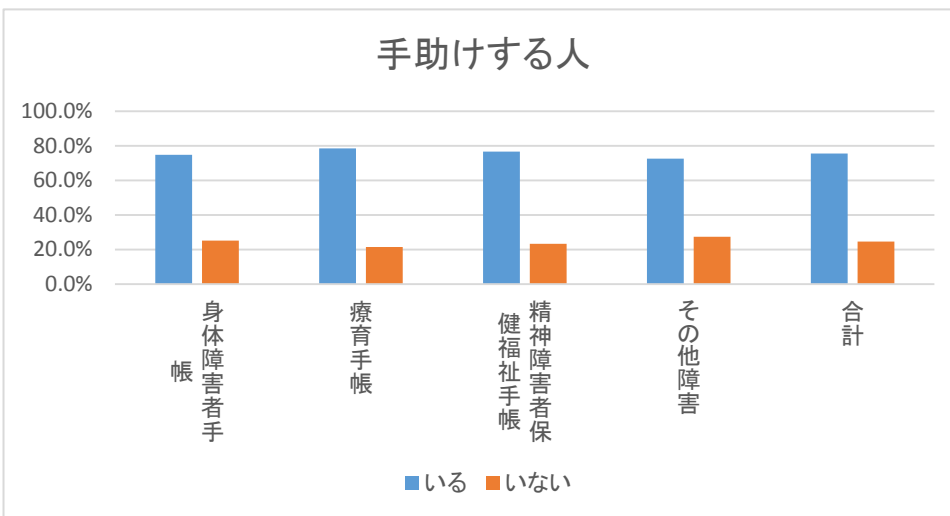
「災害避難」

災害時に「一人で避難できる」と答えたのは 42.0%であり、6 割を超える人が、何らかの支援を必要とする。なかでも「少し手助けがいる」が 24.7%、「大いに手助けがいる」が 33.3%となっている。



「手助けする人」

「手助けがいる」と答えた人が 75.5%であり、24.5%は「手助けがない」ということになる。



4 障がいのある方を取り巻く主な課題

■サービスの質的向上及び提供基盤整備

障害手帳所持者数は増加、障害福祉サービスの利用も増加傾向にあることから、サービス提供に向けた基盤整備やサービスの質的向上を図っていく必要があります。

あわせて障害者総合支援法の施行により、身体・知的・精神に関する障がい福祉サービスが一元化され、さらには精神障害に、発達障がいを包括するなど、これらの制度に対応すべく、障がい福祉サービス内容や提供体制の充実が必要です。

■障がい者とその家族の高齢化への対応

障がいのある方やその家族の高齢化の進行により、今後における生活支援が大きな課題となっています。

従って、ライフステージ^{*}に応じた、きめ細かな支援やグループホーム・ケアホームなど多様な生活の場の確保、地域内での福祉サービスの充実、医療的ケアとの連携など、障がいのある方やその家族への対応が必要です。

■充実した就労支援

障がいのある方が経済的な自立により、地域での自立した生活の実現をめざす環境づくり、仕組みづくりが求められています。

ハローワークや企業との連携による就労先の確保や就労支援センターと連携した就労支援サービスの提供など、更なる障がい者雇用施策の充実・推進が必要です。

■相談支援体制の充実

障がいのある方が住み慣れた地域で安心して生活を送るためには、相談や情報提供などの体制を整備し、必要とするサービスニーズへの的確な支援が必要です。

しかしながら、相談方法がわからないために必要な支援を受けられないケースも未だ多いことから、相談体制の周知に努める必要があります。

また、虐待防止や早期発見の観点からも、関係機関との連絡調整やシステム整備が課題であるとともに、発達障がいや高次脳機能障がいなど、新たな障がい者のニーズに応えられる相談支援事業が必要です。

第3 計画の基本理念と施策体系

1 基本理念

これまで、障がいがある人など、すべての人々が社会の中で普通の生活や活動ができるような「ノーマライゼーション※」の理念に基づき、お互いが支えあい、いきいきと暮らせる施策の推進に努めてきました。

今後においても、引き続き施策の推進に努めることから、「障がいのある人もない人も共に生きる島づくり」を基本理念とします。

基本理念

障がいのある人もない人も共に生きる島づくり



2 基本目標

(1) 基本目標1 安心して生活できる支援体制づくり

各障がいの特性を十分考慮し、障がいの起因となる疾病の予防や早期発見、リハビリに関する健康維持をめざした保健・医療サービスの充実を図ります。

また、個々の多様なニーズに対応するため、地域での暮らしを支える生活支援サービスの充実、居住の場の確保など、生活支援体制の整備・充実をめざします。

さらには、自立して生活していけるように、地域における相談支援・情報提供体制やコミュニケーションに関わる支援や権利擁護^{*}の推進に努めます。

(2) 基本目標2 自立と社会参加の促進

障がい者が、適性と能力に応じた職業に就き、社会経済活動に参加し、自立した生活を送ることができるよう、就業の場、雇用機会の確保に努めるとともに、事業所への雇用理解、障がい者への職業相談、職業訓練の充実など、雇用の促進を図ります。

障がい者が、心身ともに充実した生活を送るために、スポーツ・レクリエーション活動、芸術・文化活動、交流活動などへの参加を促進するとともに、活動内容の充実をめざします。

(3) 基本目標3 人にやさしい地域社会づくり

障がいのある子ども一人ひとりの個性を尊重し、適した教育が提供できる体制の充実を図るとともに、乳幼児期からの適切な療育^{*}、訓練、教育、進路指導の充実など、一貫して指導・支援する環境づくりを推進します。

また、障がいの有無に関わらず互いに理解し合い、ともに支え合う共生社会の実現のために、広報・啓発活動や福祉教育を通じて、障がいに対する誤解や理解不足の解消を図ります。

さらには、地域において誰もが自立して、安全で快適な生活を送れるよう、ユニバーサルデザイン^{*}の考えに基づき、官民協働により、住宅・公共施設、交通、教育等の生活環境の整備を進めます。

3 施策体系

